

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】3
- 港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】4
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】7
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】9
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】10
- 北九州広域都市計画地区計画の決定【建築都市局計画部都市計画課】11
- 北九州広域都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】12
- 北九州広域都市計画準防火地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】13
- 北九州広域都市計画地区計画の決定【建築都市局計画部都市計画課】14
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】15
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】16
- 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】17
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】18

◇ 公 告

- 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】19

- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙の候補者【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 2 0
- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙の無投票【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 2 1
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【消防局救急部救急課】 2 2
- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【産業経済局農林水産部農林課】 2 5

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 2 8

北九州市告示第 268 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

4 臨港交通施設の道路の表の門司の項中

新門司北 4 1 号 道路	門司区新門司 北三丁目	4 9 5 . 0 0	1 9 . 0 0	アスファ ルト舗装	を に
新門司北 4 1 号 道路	門司区新門司 北三丁目	4 9 5 . 0 0	1 9 . 0 0	アスファ ルト舗装	
新門司北 4 2 号 道路	門司区新門司 北三丁目	3 3 3 . 6 6	1 9 . 0 0	アスファ ルト舗装	
新門司北 4 3 号 道路	門司区新門司 北三丁目	3 0 2 . 7 1	1 9 . 0 0	アスファ ルト舗装	に

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の門司の項中

新門司北 9 号岸壁 荷さばき地	門司区新門司北三丁 目	1 0 , 4 2 7 . 0 0	1 級	を に
新門司北 9 号岸壁 荷さばき地	門司区新門司北三丁 目	1 0 , 4 2 7 . 0 0	1 級	
新門司北 1 0 号岸 壁荷さばき地	門司区新門司北三丁 目	2 4 , 3 0 5 . 4 3	1 級	に

改める。

6 荷さばき施設の上屋の表の門司の西海岸 9 号上屋の項中「鉄筋コンクリート 2 階建」を「鉄筋コンクリート 2 階建のうち 1 階部分」に、「5, 432.84」を「2, 725.67」に改める。

10 廃棄物処理施設の廃棄物埋立護岸の表の洞海の項中「若松区響町一丁目地先」を「若松区響町二丁目」に改める。

北九州市告示第 269 号

港湾施設の等級の指定（平成 9 年北九州市告示第 134 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

表の荷さばき地の一般埠頭の 1 級地の項中

新門司北 9 号岸壁荷さばき地	門司区新門司北三丁目		を
新門司北 9 号岸壁荷さばき地	門司区新門司北三丁目		に、
新門司北 10 号岸壁荷さばき地	門司区新門司北三丁目		
田野浦 8 号岸壁荷さばき地	門司区田野浦海岸		を
門司 11 号岸壁 1 号荷さばき地	門司区東港町		
田野浦 8 号岸壁荷さばき地	門司区田野浦海岸		に、
門司 13 号岸壁荷さばき地	門司区東港町		を
東港町荷さばき地	門司区東港町		
門司 13 号岸壁荷さばき地	門司区東港町		に、
大里第 1 船だまり 4 号荷さばき地	門司区大里本町二丁目		を
砂津川尻 1・2 号物揚場荷さばき地	小倉北区浅野三丁目		
大里第 1 船だまり 4 号荷さばき地	門司区大里本町二丁目		に、
戸畑 5 号岸壁荷さばき地	戸畑区川代二丁目		を
戸畑 9・10 号岸壁荷さばき地	戸畑区川代二丁目		
戸畑 5 号岸壁荷さばき地	戸畑区川代二丁目		に

改め、同表の上屋の1級上屋の項中

日明東5号上屋	小倉北区西港町		を に
日明東5号上屋	小倉北区西港町		
日明東6-A号上屋	小倉北区西港町		
日明東6-B号上屋	小倉北区西港町		
日明北4号上屋	小倉北区西港町		

改め、同表の野積場の1級地の項中

田野浦2号野積場	門司区田野浦海岸		を に、
田野浦2号野積場	門司区田野浦海岸		
田野浦4号野積場	門司区田野浦海岸	舗装部分に限る。	
片上野積場	門司区片上海岸		を に
片上野積場	門司区片上海岸	舗装部分に限る。	

改め、同表の港湾管理事務所の特級事務所の項中

ひびきコンテナターミナル管理事務所	若松区響町三丁目		を
ひびきコンテナターミナル検査棟	若松区響町三丁目		
ひびきコンテナターミナル管理事務所	若松区響町三丁目		に

改め、同表の港湾管理事務所の1級事務所の項中

太刀浦コンテナターミナル2号 チェックマン事務所	門司区太刀浦海岸		を に
太刀浦コンテナターミナル2号 チェックマン事務所	門司区太刀浦海岸		
太刀浦2号機材庫	門司区太刀浦海岸		

改める。

北九州市告示第 270 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設 の 名 称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立松ヶ江プール	松ヶ江プール運営委員会 会長 進 森太郎	北九州市門司区 大字畑 2 0 6 6 番地	令和 3 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
北九州市立朽網プール	朽網プール運営委員会 会長 幾野謙治	北九州市小倉南区 区朽網東一丁目 2 番 1 3 号	
北九州市立藤ノ元プール	藤ノ元プール運営委員会 会長 濱谷正人	北九州市若松区 今光二丁目 1 6 番 1 4 号	
北九州市立小石プール	小石プール運営委員会 会長 鹿瀬島昌弘	北九州市若松区 小石本村町 2 0 番 1 号	
大池プール	大池プール運営委員会 会長 片山雅文	北九州市八幡西区 区鷹の巣二丁目 1 5 番 2 号	
北九州市立沖田プール	沖田プール運営委員会 会長 安田久治	北九州市八幡西区 区三ヶ森四丁目 4 番 1 7 号	
上津役プール	株式会社コアズ 北九州支社 支 社長 中村 純	北九州市八幡西区 区黒崎城石 3 番 7 号	

木屋瀬プール	木屋瀬プール運営委員会 会長 多田向陽	北九州市八幡東 区昭和一丁目 1 番 5 号
岩ヶ鼻市民プール	株式会社コアズ 北九州支社 支 社長 中村 純	北九州市八幡西 区黒崎城石 3 番 7 号
折尾プール	北九州ふよう株 式会社 代表取 締役 野田武次 郎	北九州市小倉北 区浅野二丁目 1 4 番 1 号

北九州市告示第 271 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ココカラファイン 薬局ビエラ小倉店	北九州市小倉北区浅野一丁目 1 番 1 号ビエラ小倉 3 F	令和 3 年 7 月 1 日
大信薬局西小倉店	北九州市小倉北区大門二丁目 1 番 4 号	令和 3 年 7 月 1 日

北九州市告示第 272 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の名称		変更年月日
新生堂薬局北九州在宅サポートセンター	旧	前田薬局	令和 3 年 6 月 1 日
	新	新生堂薬局北九州在宅サポートセンター	
ドラッグイレブン薬局八幡駅店	旧	J R 九州ドラッグイレブン薬局八幡駅店	令和 3 年 5 月 16 日
	新	ドラッグイレブン薬局八幡駅店	

2 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
訪問看護ステーションキタキュー	旧	北九州市小倉南区朽網西二丁目 11 番 3 号	令和 2 年 10 月 1 日
	新	北九州市小倉南区湯川新町四丁目 20 番 16 号	

北九州市告示第 2 7 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を決定したので、同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
猿喰地区地区計画	北九州市門司区大字猿喰の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 274 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	守恒一丁目及び日の出町一丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 275 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

準防火地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	守恒一丁目及び日の出町一丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 276 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
守恒一丁目地区地区計画	北九州市小倉南区守恒一丁目及び日の出町一丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 277 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ココカラファイン薬局 ビエラ小倉店	北九州市小倉北区浅野一丁目 1 番 1 号ビエラ小倉 3 F	令和 3 年 7 月 1 日
大信薬局西小倉店	北九州市小倉北区大門二丁目 1 番 4 号	令和 3 年 7 月 1 日

北九州市告示第 278 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の住所	変更年月日
旧	J R 九州ドラッグイレブン薬局八幡駅店	北九州市八幡東区西本町三丁目 6 番 1 号	令和 3 年 5 月 16 日
新	ドラッグイレブン薬局八幡駅店		
旧	前田薬局	北九州市戸畑区浅生二丁目 5 番 2 1 号	令和 3 年 6 月 1 日
新	新生堂薬局北九州在宅サポートセンター		

北九州市告示第 279 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項の規定により特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第 41 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園 ひびきの保育 園	認定こ ども園	北九州市若松区 塩屋三丁目 2 1 番 1 号	社会福祉法人 宝寿会	令和 3 年 7 月 1 日
認定こども園 ひびきの保育 園分園	認定こ ども園	北九州市若松区 ひびきの北 9 番 1 7 号	社会福祉法人 宝寿会	令和 3 年 7 月 1 日

北九州市告示第 280 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 2 の規定により、下記の特定期子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第 58 条の 11 の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園ひびきの保育園	預かり 保育事業	北九州市若松区 塩屋三丁目 2 1 番 1 号	社会福祉法人 宝寿会	令和 3 年 7 月 1 日
認定こども園ひびきの保育園分園	預かり 保育事業	北九州市若松区 ひびきの北 9 番 1 7 号	社会福祉法人 宝寿会	令和 3 年 7 月 1 日

北九州市公告第464号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月1日

北九州市長 北橋健治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名称	位置	区域
3003	北九州市立大里公園	北九州市門司区不老町一丁目、不老町二丁目及び大字大里	北九州市門司区不老町一丁目の一部
3152	北九州市立勝山公園	北九州市小倉北区大手町、城内、船場町、馬借一丁目及び室町一丁目	北九州小倉北区域内の一部
4438	北九州市立青葉台緑道	北九州市若松区青葉台西一丁目2番、3番及び7番、青葉台西三丁目1番及び3番並びに青葉台西四丁目11番及び12番	北九州市若松区青葉台西四丁目11番の一部

2 変更の期日

令和3年7月1日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課においてこの公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第465号

令和3年7月10日に実施する北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定による届出のあった候補者は次のとおりであるので、同条第5項の規定により公告する。

令和3年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の候補者

氏 名	住 所
小倉かまぼこ株式会社	北九州市小倉北区紺屋町2番20号
株式会社ゆめマート北九州	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
旦過都市開発株式会社	北九州市小倉北区魚町四丁目4番17号
合資会社三天堂	北九州市小倉北区魚町四丁目2番18号

2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の候補者

氏 名	住 所
有限会社原商店	北九州市小倉北区魚町四丁目5番2号
小倉中央市場協同組合	北九州市小倉北区魚町四丁目5番2号

北九州市公告第466号

令和3年7月10日に実施予定の北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙について、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わない。

令和3年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第467号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 令和3年度救急資器材管理供給業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期限 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可を受けている者であること。
- (5) 物流管理システムを用いた資器材の管理供給業務について、非常駐

型での実績を有していること。

(6) 物流管理システムを用いた資器材の管理供給業務を行うための倉庫を北九州市内に有していること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号
北九州市消防局救急部救急課

イ 期間 この公告の日から令和 3 年 7 月 1 5 日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号の場所及び期間において無償で交付する。電子メールでの交付依頼も受け付ける。

(3) 入札説明会

ア 日時 令和 3 年 7 月 6 日午前 1 1 時

イ 場所 北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号
北九州市消防局庁舎 2 階 災害対策本部室

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

ウ この一般競争入札に参加を希望する者は、前号の入札説明会に参加しなければならない。

エ 入札参加資格の確認結果は、令和 3 年 7 月 1 6 日午後 4 時までに通知する。

(5) 入札申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号
北九州市消防局救急部救急課

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和 3 年 7 月 1 5 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和 3 年 7 月 1 5 日午後 5 時までに必着のこと。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和3年7月20日午前11時
 - イ 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局庁舎2階 災害対策本部室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
 - エ その他入札の条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 - 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市消防局救急部救急課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町3番9号

電話 093-582-3820

北九州市公告第468号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

令和3年7月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 令和3年度森林経営管理制度に基づく意向調査業務委託
- (2) 業務内容 本業務は森林経営管理制度の周知を図るとともに、森林所有者の現状及び森林経営管理の今後の意向等について調査を実施し、その結果を今後の適切な森林経営計画書に反映させるなど、制度の円滑な運用に資するために実施する。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

2 参加資格

参加申込書の提出期限において、次のいずれにも該当しない者であること

。

- (1) 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

3 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 提案内容評価
 - ア 調査対象森林及び調査対象者の整理
 - イ 意向調査票の発送及び取りまとめ

ウ 意向調査結果を踏まえた適切な森林経営計画書（案）の立案

エ 業務全体

(2) 価格評価

見積価格

4 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した受託候補者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2078

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

イ 交付期間 この公告の日から令和3年7月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 書面により無償で交付する。

なお、郵送又はFAXによる交付は、行わない。

(3) 質問書の受付場所、受付期限及び受付方法

ア 受付場所 第1号に同じ。

イ 受付期限 令和3年7月8日正午まで

ウ 受付方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和3年7月15日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和3年7月21日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。
- (4) 詳細は、説明書による。

北九州市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
H-051	株式会社HR	栗原健司	北九州市八幡東 区西本町一丁目 12番29号	令和3年7 月1日
F-211	株式会社IWA MOTO	岩本一馬	福岡県遠賀郡水 巻町二西三丁目 17番13号	令和3年7 月1日